

精神障害者保健福祉手帳申請に必要なもの

申請には2通りの方法があります。必要なものを揃えて手続きをしてください。
更新申請は有効期限の3か月前から手続きできます。

【診断書で申請する場合】

- 申請書
 - 用紙は障害福祉課にあります。
- 手帳用診断書
 - 初診日から6か月経過後に申請することができます。
 - 診断書の作成日3か月以内に手続きしてください。
- 顔写真1枚（縦4cm×横3cm）
- 印鑑（認印可）

【障害年金証書等で申請する場合】

精神障害を事由とする障害年金などを受給している方が対象です。

- 申請書
 - 用紙は障害福祉課にあります。
- 障害年金の受給を確認できる書類
 - 障害年金証書，振込通知書，特別障害給付金の証書 など
- 顔写真1枚（縦4cm×横3cm）
- 印鑑（認印可）

【手帳交付までの流れ】

- ① 上記の申請書類を揃え，障害福祉課で手続きを行います。
- ② 手帳は，茨城県精神保健福祉センターの審査等により，2か月から3か月ほどかかります。特に年金証書などで申請する場合は，年金機構への照会等のため，3か月ほどかかります。
- ③ 手帳が出来上がったら，申請者へご連絡します。
郵送交付希望の方は，発送準備が整い次第，順次発送します。

申請の際には個人番号を確認しております。 ※詳しくは裏面をご覧ください。

【個人番号の確認について】

申請手続き時には、申請書の個人番号確認と、本人確認を行いますので確認書類の提示をお願いします。

① 【個人番号が確認できる書類の例】

個人番号カード，通知カード，個人番号が記載された住民票 など

② 【本人確認できる書類の例】

- 一つの提示で確認できるもの

個人番号カード，運転免許証，旅券（パスポート），身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳（写真あり） など

- 二つ以上の提示で確認できるものの例

健康保険証，年金手帳，精神障害者保健福祉手帳（写真なし），自立支援医療（精神通院）受給者証 など

ご不明な点などあれば，お問い合わせください。

<問い合わせ先>

〒310-8610 水戸市中央1-4-1

水戸市保健福祉部障害福祉課 給付係

電話 029-232-9173 FAX 029-221-4447